

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
1	大阪市立東淀川屋内プール2階 防火シャッターポイント検査整備業務委託	その他	三和シヤッター工業 (株) 大阪支店	1,988,690円	令和7年10月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
2	令和7年度伝統芸能鑑賞会(能・狂言)企画運営業務委託	その他	(公社)能楽協会	4,092,660円	令和7年10月8日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和7年度演劇鑑賞会企画運営 業務委託	その他	合同会社ポトフ企画	2,612,280円	令和7年10月16日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
4	大阪市立東成屋内プール防火 シャッターポイント検査整備業務委託	その他	(株)鈴木シャッター 関西・中部支店	9,413,580円	令和7年11月26日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
5	令和7年度伝統芸能鑑賞会(上方 芸能)企画運営業務委託(その2)	その他	(公社)上方落語協会	1,660,000円	令和7年12月25日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立東淀川屋内プール2階防火シャッタ一点検整備業務委託

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社 大阪支店

3 隨意契約理由

本業務は、大阪市立東淀川屋内プール2階に設置されている防火シャッターについて、設置後30年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられることから、点検及び整備を行い、正常な状態に復旧することを目的とするものである。

また、建築基準法施行令の一部改正に伴い、平成17年12月1日から危害防止装置の設置が義務化されたことから、この基準に適合させるための整備を行う必要がある。

なお、本設備は、防火シャッターの構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ行うことが不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である下記事業者のみが実施できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5147）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度伝統芸能鑑賞会（能・狂言）企画運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人能楽協会

3 隨意契約理由

本業務は、市民、特に伝統芸能初心者や青少年が様々な伝統芸能を身近に親しめるよう、鑑賞機会を提供するとともに、伝統芸能（能・狂言）の普及を図るため、解説及び体験コーナーを交えた鑑賞会を企画・実施するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

公募について1事業者から応募があり、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手方として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-3890）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度演劇鑑賞会企画運営業務委託

2 契約の相手方

合同会社ポトフ企画

3 隨意契約理由

本業務は、第3次大阪市文化振興計画の取組みである芸術文化を支える人材、芸術文化を将来へ継承、発展させる子どもや青少年の育成を図るため、青少年をはじめとした市民が芸術文化に親しむきっかけづくりとして、初心者に鑑賞しやすい質の高い演劇鑑賞会を実施することによって、感性を育み、演劇に興味をもつ機会の提供をし、鑑賞者の裾野を広げることを目的とした業務である。

本業務の実施にあたっては、芸術文化を支える人材育成を目的とした青少年、初心者向けの質の高い演劇公演の企画運営であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

企画提案内容について、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5174）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立東成屋内プール防火シャッターワン点検整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社鈴木シャッター関西・中部支店

3 隨意契約理由

本業務は、大阪市立東成屋内プールに設置されている防火シャッターについて、設置後27年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられることから、点検及び整備を行い、正常な状態に復旧することを目的とするものである。

また、建築基準法施行令の一部改正に伴い、平成17年12月1日から危害防止装置の設置が義務化されたことから、この基準に適合させるための整備を行う必要がある。

なお、本設備は、防火シャッターの構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ行うことが不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である下記事業者のみが実施できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-3887）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度伝統芸能鑑賞会（上方芸能）企画運営業務委託（その2）

2 契約の相手方

公益社団法人 上方落語協会

3 隨意契約理由

本業務は、市民特に伝統芸能初心者や青少年が様々な伝統芸能を身近に親しめるよう、鑑賞機会を提供するとともに、伝統芸能（講談、落語、浪曲及び上方舞などの上方を代表する伝統芸能。ただし、能楽、文楽及び歌舞伎は除く。）の普及を図るため、解説および体験コーナーを交えた鑑賞会を企画・実施するものである。その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、公益社団法人上方落語協会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、公益社団法人上方落語協会を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-3890）